

# 一定の病気等に該当することを理由として 運転免許の取消処分を受けた方で 免許の再取得を希望される方

## ◎ 事前相談

|      |   |
|------|---|
| 対象者  | ◎ 一定の病気等に該当することを理由として、運転免許の取消処分を受けた方で、診断書等により一定の病気等に関する症状の回復が認められる方（運転免許の取消処分を受けた日から起算して3年を経過しない方に限ります。）<br>※ 秋田県内に住所のある方のみが対象です。 |
| 事前相談 | ◎ 免許を受けることができない期間（欠格期間）が経過し、かつ、症状の回復が認められる方は、事前に運転免許センター行政処分係（#8080又は018-824-0660）へご相談ください。<br>※ 秋田県公安委員会指定の診断書の提出について、連絡があります。   |

## ◎ 免許の再取得

**事前相談の結果、免許の再取得が可能となった方の手続は、次のとおりです。**

|       |   |
|-------|---|
| 試験内容  | ◎ 学科試験及び技能試験が免除となります。（適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。）<br>※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。   |
| 受付時間  | 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）<br>午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません。）   |
| 場所    | 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター   |
| 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許申請書（免許センターにあります。）</li> <li>○ 質問票（免許センターにあります。）<br/>※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。</li> <li>○ 受験票（免許センターにあります。）</li> <li>○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可）</li> <li>○ 本籍（国籍）の記載された住民票</li> <li>○ マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証などが本人確認のための書類となります。</li> <li>○ <b>診断書（秋田県公安委員会が指定した用紙のもの）</b></li> <li>○ <b>運転免許取消処分通知書</b></li> <li>◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書</li> <li>・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書（運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。）</li> </ul> </li> <li>※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からぬ場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。</li> </ul> |

|      |  |
|------|--|
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。</li> <li>○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。<br/><b>（「本籍（国籍）省略」のものは、申請を受理できません。）</b></li> <li>○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。</li> <li>○ 講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効（優良講習の方はゴールド）」の免許証が交付されます。</li> </ul> |
|------|--|

|       |                                     |                        |
|-------|-------------------------------------|------------------------|
| 申請手数料 | 全 免 種                               | 1, 900円 (申請免種ごとに必要です。) |
| 講習手数料 | 優良講習 500円、一般講習 800円、初回・違反講習 1, 350円 |                        |
| 交付手数料 | 2, 050円                             |                        |
| 併記手数料 | 200円 (他の免種ごとに加算されます。)               |                        |

◎ お問合せは

- ・ **一定の病気等に関すること #8080又は018-824-0660**  
行政処分係まで
- ・ 運転免許試験に関すること 018-862-7570 試験係まで